

福祉援護センターのあり方に関する懇話会設置要綱

(設置)

第1条 横須賀市立福祉援護センターの今後のあり方について、学識経験者や地域における障害福祉に関する関係者等と意見交換を行うため、福祉援護センターのあり方に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会の構成員は、8人以内とする。

2 懇話会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 学識経験者

(2) 地域における障害福祉に関する関係者

(3) 支援学校の関係者

(4) 市職員

(委員長等)

第3条 懇話会に座長を置き、構成員が互選する。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した構成員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 懇話会の会議は、座長が招集する。

2 懇話会は、構成員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 懇話会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、民生局福祉こども部福祉施設課において行う。

(その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和３年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。